



Contents

理事立候補者（会員理事）の公募について	2
2021年度年会費の「家族割」適用申請のご案内	2
ぱあとなあ新潟における後見人等候補者の推薦等に係る課題に対して	3
各種研修・会議報告（内部役員会、理事会、甲信越社会福祉士会連携会議など）	7
実践報告集 第19号 発刊です！	11
相談援助スキルアップセミナー@Zoom 申込受付中です！	11
会員のみなさまへ（各種ご案内、ご連絡事項）	12

◇7/11に実施した「ソーシャルワーカーデーin にいがた 2020@Zoom」の動画公開しました

今年のSWDイベントはZoomウェビナーを使い、新潟県医療ソーシャルワーカー協会・新潟県精神保健福祉士協会・新潟県社会福祉士の会長鼎談、現役ソーシャルワーカーによるリレーメッセージをオンライン配信しました。

当会ホームページで動画を公開いたしましたのでぜひご覧ください。 <https://csw-niigata.com/news/1553>

◇日本社会福祉士のe-ラーニング講座 <https://jacsw.informationstar.jp/>

e-ラーニングは、研修を受けたい会員が自身の都合に合わせて研修を受講（聴講）することができるもので、現在、約30のコンテンツ（講座）が配信されています。

このe-ラーニングについては、運営経費の一部を負担している都道府県社会福祉士の正会員は多くのコンテンツを無料で受講できることとなっています。新潟県社会福祉士の正会員の方は、多くを無料で視聴できます。ぜひご覧ください。



Facebook



■入会状況 (2020.11.30時点)

正会員 **1,283** 名

公益社団法人新潟県社会福祉士会

〒950-0994

新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3F

TEL : 025-281-5502 / FAX : 025-281-5504

メール njacsw@poplar.ocn.ne.jp

ホームページ <https://csw-niigata.com/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/cswniigata/>

理事立候補者（会員理事）の公募について

2019年6月の定時総会において選任された現役員の任期が、2021年6月の定時総会で終了となります。

これに伴い、2021年度および2022年度の役員選出について、役員選出規則第7条第3項に基づき、会員理事立候補者を公募いたします。

詳細は、同封の公示文書（2020年12月18日付）をご確認ください。

立候補受付期間は2021年1月4日（金）～2021年1月29日（金）となります。

立候補される方は公示文書に従い、**立候補届**と、**2名の会員による推薦書**を選挙管理委員会宛に郵送によりご提出ください。当日消印有効です。

公示文書、立候補届および推薦書の様式は当会ホームページ内「会員専用ページ>会員専用資料室」からダウンロードいただけます。

2021年度年会費の「家族割」適用申請のご案内

同一世帯に複数の会員がいる場合、年会費の「割引設定（通称：家族割）」の適用対象となります。

ただし、**家族割の適用には会員自身からの申請が必要**となります。

今回の事務局だよりに2021年度年会費の「家族割」【利用申請書】を同封しておりますので、適用をご希望の方は下記のとおり申請書をご提出ください。

1. 申請手続き方法

- ・別紙「**同一世帯に正会員が2人以上いる場合の2人目以降の年会費割引（家族割）利用申請書**」に必要事項をご記入の上、新潟県社会福祉士会事務局へ送付してください（押印要、郵送）。
- ・**提出締切は、適用を希望する年度開始の日の1か月前（2月末日）**です。
※ただし、新規入会希望者で、入会年度の会費について家族割の適用を希望する場合は、入会申込時に申請書をあわせてご提出ください。
- ・必要に応じて「申請者」と「2人目以降の正会員」が同一世帯であることを証明する書類を添付していただきます。詳しくは申請書の裏面をご覧ください。

2. 基本的事項

- ・家族割の内容は以下の通りです。
 - ①申請書に記入された正会員のうち、申請者の年会費は15,000円、2人目以降の正会員の年会費が12,000円となります。
 - ②新潟県社会福祉士会からの送付物（事務局だより、各種研修案内、実践報告集等）が、1回につき1世帯1通となります。
 - ③総会の議案集、議決ハガキは全員分が送付されます。
 - ④研修参加費の会員価格は全員に適用されます。
- ・家族割の適用を希望する場合は、**年度ごとに申請書の提出が必要**です（自動更新はされませんのでご注意ください）。
- ・申請書提出前にはコピーを取り、お手元に控えとして保管してください。

*申請書の様式は当会ホームページ内「会員専用ページ>事務手続き関係」からダウンロードいただけます。

ばあとなあ新潟における後見人等候補者の推薦等に係る課題に対して

成年後見制度の創設以来、社会福祉士や弁護士、司法書士の『専門職後見人』へのニーズは大きくなり続けています。当会「ばあとなあ新潟」にも、家庭裁判所や市町村、地域包括支援センター等から、多くの後見人等推薦依頼をいただいています。各地域において支援者のみなさまが、権利擁護支援が必要な方の対応に多大なご尽力をされていることが、ここからうかがえます。

特に、『身上監護』においては社会福祉士がその受け皿として大きな期待を受け、当会としてもこれまで、支援を求める人に対してはできる限り支援の手を届けたいという視点で受任者の調整を行ってきました。その結果として、ひとりの後見人等が、20件、30件と多くのケースを受任し、後見人等に大きな負担がかかってしまったという状況が生まれました。

ひとりの後見人等が受任する件数が多くなることで、特に、後見人等の病気等で緊急的に交代調整が必要となった場合に組織的な対応の限界が生じるなど、『身上監護』に対する専門職後見人へのニーズのすべてに、当会が応えることは難しい状況が顕著にあらわれてきました。

このような現状について、2019年度からばあとなあ新潟運営委員会では継続的に検討を重ねてきましたが、今年の秋、20件以上を受任していた会員の急病により、家庭裁判所から追加選任の候補者推薦を求められるという事態が発生しました。結果として、全てのケースには対応することができませんでした。

最近では新規後見人等の候補者推薦にも十分に答えられない状態であり、会員の急病等による後見人等の交代には対応することが非常に難しい現状です。このままでは被後見人等へ大きな不利益を生じさせてしまうこととなります。

以上のことから、ばあとなあ新潟では、【組織的な限界】を明らかにし、そのうえで、【今後の地域共生社会におけるばあとなあ新潟の役割】を果たしていけるよう、以下の取り組みを実施することといたしました。

1. 後見人等候補者の推薦に関する基準(案)を提案いたします(ご意見募集)

上記のような組織的な課題と限界をふまえ、今後の後見人等候補者の推薦やばあとなあ新潟の運営に関する基本方針(案)と推薦基準(案)を作成し、これらの案について、会員のみなさまにご意見(パブリックコメント)をお聞きすることといたしました。

ばあとなあ新潟の基本方針(案)・推薦基準(案)の概要

- 後見人等の病気等で緊急的に交代調整が必要となった場合、ばあとなあ新潟の組織的な対応(後任の候補者推薦)には限界がある。ばあとなあ新潟の組織的な限界値をふまえて、また、地域における権利擁護活動のさらなる展開(法人後見等)に向け、推薦にあたっての基準を設ける。
- 推薦の基準として、会員の勤務形態により受任件数のめやすを設定する。
 - (1) 後見業務以外を主たる業としている(事業所等に勤務している)会員
 - ① 常勤(後見以外の業への従事が週40h以上)の場合 受任件数は3件以内
 - ② 常勤以外(後見以外の業への従事が週40h未満)の場合 受任件数は9件以下
 - (2) 後見業務を主たる業としている会員 受任件数は20件以内
- また、新規の推薦依頼に対しては、未受任者を優先する・当会および日本社会福祉士会の研修受講履歴のある者を優先する・家庭裁判所やばあとなあ新潟からの指導を受けることなく適切な支援に努めている会員を優先する、などの推薦基準を設ける。

※基本方針(案)、推薦基準(案)の全文については、当会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください

ださい。(トップページ>会員の方へ(会員専用ページ)>権利擁護センターぱあとなあ新潟)

基本方針(案)、推薦基準(案)については、内部役員会(10/23)、理事会(11/20)でも意見を聴取しました。

ぱあとなあ新潟の基本方針(案)・推薦基準(案)への役員会等での主な意見・質疑応答

Q. これらは今後どのように決定されていくのか。会員の意見を反映させる機会はあるか。
このような議論がされているということ、ぱあとなあ、全会員にオープンにして、どうしてこういうふうになったのかというプロセスを共有して欲しい。

A. 内部役員会、理事会等での意見をふまえて、わかりやすく誤解がないような形で方針・基準案を修正するとともに、議論の経過を会員に明らかにして、パブリックコメントの募集や、ぱあとなあ地区研修などでの周知・意見聴取をしていく。

Q. 提案内容では、受任の上限数のめやすが設けられている。ケアマネにも担当数の上限があるようにどこかで限度は必要だと思うが、一方で、成年後見活動が主な収入源となっている会員もいる。

A. 本当は組織として上限を設けるのは本意ではない。会はバックアップはするものの後見活動は個人の社会福祉士による活動であり、後見活動の責任やリスク管理をあらためて意識してもらうという観点から、受任件数の「上限規定」ではなく「めやす」として示したものである。

ぱあとなあ新潟が候補者を推薦したケースは、後見人等の交代が必要となった場合、家庭裁判所からはぱあとなあ新潟に後任者等の調整・推薦を求められるが、新規の推薦依頼にも応えられない状況が顕著になっており、既に組織的な限界が生じている。

また、復代理行為について民法上は規定があり認められているが、日本社会福祉士会ぱあとなあでは、後見人等本人以外が後見業務を実施することは想定しておらず、保険適用もしないという状況がある。30件、40件と受任する場合、後見人等本人だけで後見業務を行うことは難しいと考えられるが、保険適用がされない方法(復代理人、使用人等を用いる)での後見活動は、被後見人等に大きな不利益を生じさせるリスクがある。

Q. 受任数の上限を設けることは会員に対する不利益行為にあたらぬか。

A. 弁護士会の場合、受任件数自体は個人に任されている。個人として直接受任するものについてはぱあとなあ新潟に制限する権限はなく、ぱあとなあ新潟には「推薦するかどうか」の限定的な権限であると思われる。

【ほか、出た意見】

- ・個人の活動ではあるが、利用者や支援関係者から見たら社会福祉士・ぱあとなあ看板を背負っており、不祥事を起こさないための予防策として上限めやすを設けることは肝要だと思う。
- ・(後見受任している理事から)個人としての受任は、10数件になってくると本当に大変。急病のときなどの対応はやはり難しいと思う。
- ・増え続ける権利擁護ニーズに対し、後見人は絶対的に足りない。それをぱあとなあだけで賄っていくのはもはや不可能。ぱあとなあの中で得たノウハウを持って、今後、ぱあとなあ傘から出て法人後見などへと活動を展開させていくことも、会員に期待されることではないか。

・ばあとなあへの推薦基準以上に後見活動をしたい場合は、ばあとなあへの名簿から外れて一個人として活動していく、法人後見等へと展開していくなどが考えられる。ばあとなあとしては上限数めやすをしっかりと示し、その後は、個人事業主として会員自身が選択すべきではないか。

Q. 受任上限のめやすを設けることによって、推薦依頼を断るといった状況や、ばあとなあとして受任できる総数が減るといった状況になるのか。

A. 現状、候補者が調整できず家裁等にお断りをする件数は昨年度よりも増加している。今回の方針・基準案の導入により、ばあとなあとして受任できる総数が急激に減ることはないと思うが、各地区で法人後見等が立ち上がっていくと、専門職後見人が関わるべき案件（ばあとなあへの推薦依頼）は減っていくことが想定される。今後地域では、専門職後見人だけでなく、市民後見人や法人後見なども含めて地域のみんなで支えあう仕組みづくりが必要であり、そのようなところにばあとなあ会員である社会福祉士が関わっていくという観点が必要である。併せて、当会では、成年後見人材育成研修を実施し後見人等候補者の養成を継続していく。

Q. 推薦基準（案）に、「会員が専門職後見人として個人受任したケースを、自己都合で辞任し自らが所属する法人後見等に移管した会員の新規受任については慎重に検討する」旨があるが、事前に許可を取ればよいということか。

A. 法人後見へ移行するという場合、ばあとなあ新潟がその是非を判断することはなく、あくまでも、家裁にその旨申立をして、家裁が認めた場合に移管される。一方で、他県では、ばあとなあで個人として受任したのに、その後、自分が運営する NPO 法人等に移管する利益誘導の問題も生じている。個人の会員（ばあとなあ名簿登録者）が受けたケースが、その会員と利害関係のある法人後見に移行したという事案が繰り返された場合などは、家庭裁判所とも相談しながら経緯などを慎重に精査していくべきではないか。

■その他意見

- ・申立がされてしまえば家庭裁判所は候補者を探して専任せざるを得ない。申立がされる前段階から、専門職後見人が動くべきケースとは何か？専門職後見人である社会福祉士が本当に関わるべきケースとは何か？を問うていく必要がある。
- ・地区によっては、そういったことを地域の中で、みんなで検討する機関として、今後、中核機関が各地域で機能していくことが求められている。各地域において中核機関を作るときには、どうしたら地域の中でその人を支えられるか、どうしたらその人が地域で暮らし続けられるのかを考える中核機関であってほしい。
- ・将来的に施設入所をさせたいという支援者側の視点で、十分に協議がされないまま後見等申立がされる場合があるが、問題の場所が変わっていくだけで、それでは本当に問題は解決しない。そうすると次は「施設が足りない」となる。今あるサービスに利用者を詰め込もうとするのではなく、サービス自体を変形させたり、変えたり、広げたり、そういうことに行政や専門職があつまって知恵を絞る場を設けることが地域福祉には大切。今後、会員が、そういった形で地域に関わっていくことが求められるのではないか。

- ・佐渡では今後、地域において関係者間の話し合いも設ける予定である。佐渡ではリレー方式（紛争等が解決した後に、法律家から、社会福祉士や市民後見人等に交代）も取り入れるなどしている。今後、地域全体としてリレー方式等の導入や、市民後見人の人材育成にばあとなあメンバーが関わったり、法人後見団体の増加を地域全体で推し進める、など受け皿を増やす取り組みが各地域で早急に必要。
- ・地域のキャパシティを増やすために、ばあとなあ会員が、その活動形態を、個人後見から法人後見へと移行していくということは今後大きく考えられる。地域の社会福祉士同士、専門職同士が協力して法人後見を展開していくことは今後必要なことであると思う。個人後見で受任しているものを適切な形で法人後見に移行する、という視点は今後あり得ることとして検討する必要もある。リレー方式のことや、法人後見への支援など、ポジティブな地域支援についてもばあとなあとして検討してほしい。

これらを経て、以下の要領で会員のみなさまからご意見（パブリックコメント）を募集いたします。

ばあとなあ新潟の基本方針(案)・推薦基準(案)へのご意見(パブリックコメント)募集要領

1. 意見募集対象

- ばあとなあ新潟 2021 年度 改正にかかる基本方針（案）
- ばあとなあ新潟後見人等候補者選定 推薦基準（案）
- 受任立候補シート（案）
- 名簿登録申請書（更新申請）及び成年後見（監督）活動報告書（改訂案）

2. 資料の入手方法

- 当会ホームページ (<https://csw-niigata.com/>) に掲載しています。
- （トップページ>会員の方へ（会員専用ページ）>権利擁護センターばあとなあ新潟）
- ご希望の方には当会から紙媒体も郵送いたします。

3. 意見の提出方法

- （1） 「ご意見募集フォーム」（下記 URL/Google フォームを使用）からお寄せください
<https://forms.gle/MX3SkgHLanjkCSbF8>
 当会ホームページにも「ご意見募集フォーム」の URL を掲載しています。
- （2） 電子メールを利用する場合、partner-niigata@ray.ocn.ne.jp へ、「推薦基準（案）等への意見」の件名でご意見をお寄せください。
- （3） 郵送または FAX の場合
 FAX 番号：025-281-5504
 〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階
 （公社）新潟県社会福祉士会「ばあとなあ推薦基準（案）等への意見」係
※いずれの方法の場合も、お名前・社会福祉士会会員番号を明記してください。

4. 意見募集期間

上記（1）～（3）の方法でのご意見募集は、2021年1月15日（金）まで

その他、ばあとなあ会員のみなさまには、今後の各地区研修でも運営委員から基本方針（案）、推薦基準（案）をご説明いたします。その際にご意見をお聞かせください。
 ばあとなあ地区研修のご案内は、当会ホームページの「会員専用ページ>ばあとなあ」でご確認いただけます。

2. 認知症高齢者や障がい者など権利擁護支援が必要な方に対する支援の検討に、専門職を派遣します

専門職はその絶対数が限られており、専門職が後見の需要増の全てに対応することは不可能です。しかし、前述の通り、専門職後見人や市民後見人、法人後見などの第三者後見人に対するニーズは非常に大きくなっています。

これら第三者後見人という限られた資源を、より有効に、必要な方に適切に活用いただけるよう、**後見等申立手続きを行う前段階のケース検討等の場に専門職（弁護士、精神保健福祉士、社会福祉士）を派遣**し、地域の支援者のみなさまの権利擁護支援の検討をお手伝いさせていただきます。

『権利擁護』イコール『成年後見人をつける』ことありきではなく、成年後見制度利用のメリット・デメリットも含めて（後見人が就くことがすべて意思決定支援につながるとは限らないということもふまえて）、どのように制度を利用するのがご本人の意思や権利を守るために必要なのか、どのような受任者が良いのか、対象者の権利擁護をどのように行っていくのかを多角的に検討することで、利用者自身にとってよりメリットのある適切な権利擁護支援を実施できるのではないかと考えます。また、既存の地域ケア会議などの場に法律家などの専門職を加えることで、成年後見制度利用促進基本計画で求められている中核機関の受任者調整機能を持たせることもできます。

【市町村、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等の方へ】

■高齢者のケースの場合は、「新潟県高齢者権利擁護相談支援事業」を活用できます

※新潟県高齢者権利擁護支援事業については、これまでは「高齢者虐待対応専門職チーム」の派遣事業を中心としてきましたが、上記のような検討の場合も活用できることとなりました。

■障がい者のケースの場合は、「新潟県障害者虐待防止対策支援専門委員」事業を活用できます

【お申込み方法等】

当会ホームページの「HOME＞地域のみなさまへ」に案内文書・申込書を掲載しています。高齢者のケースは県社会福祉士会に、障がい者のケースは県弁護士会にお申込みいただく形となっています。

本件の総合問合せ窓口は県社会福祉士会事務局（TEL：025-281-5502）

10月23日 内部役員会報告

日時) 2020年10月23日(金) 18時30分～20時30分

会場) Zoom ミーティングによるオンライン会議

出席) 星井勝博 渡辺陽一 丸山径世 秋山武司 稲田泰紀 國兼明嗣 小久保志乃 小山弓子
古澤圭 渡辺信也 渡邊豊 梨本光枝 田崎基 畠山江利

1. 役員改選について

現役員の2021年6月総会での任期満了に伴う役員改選について、今後の手続きについて確認を行った。

2. ぱあとなあ新潟2021年度改正にかかる基本方針(案)について

ぱあとなあ新潟における現状と課題、およびそれらをふまえての、ぱあとなあ新潟としての基本方針(案)、推薦基準(案)の提案内容について担当理事より説明し、意見交換を行った。
(※本件の詳細については、P3～7の「ぱあとなあ新潟における後見人等候補者の推薦等に係る課題に対して」をご参照ください)

3. 2020年度 事業実施状況について

10月23日現在の事業実施状況について重点事項を報告。

- ・広報委員会より、実践報告19号もうすぐ完成・発行
- ・成年後見人材育成研修、社会福祉士実習指導者講習会はオンライン実施
- ・相談援助スキルアップセミナーも1月22日(金)にZoomで実施

4. 甲信越社会福祉士会(長野・山梨・新潟)連携会議について

例年、幹事持ち回りで各県で実施しており、今年度は新潟が幹事県。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度は、2020年12月12日（土）にZoomミーティングで開催することとしている。

会運営に関する意見交換、基礎研修の連携・協力体制が主な内容であり、会長・副会長・生涯研修センター担当理事・事務局が参加予定。

5. 研修あり方検討会 中間報告

第4回まで実施しており、今後、議事録をホームページで公開し意見募集をする予定。

新潟県社会福祉士会の定款には「地域福祉に寄与する」とあり、地域の中の各機関にいる会員の資質向上を目指して当会は研修などの各種事業を実施していること、それぞれの地域が良くなるように、そこにいる会員が資質を高めていくことを目的にしていることを確認した。

11月20日 理事会報告

日時) 2020年11月20日（金）10時00分～11時50分

会場) 新潟ユニゾンプラザ4階・小研修室2（来場またはZoomでのオンライン参加）

出席) 理事総数16名

出席14名 星井勝博 渡辺陽一 丸山径世 井上基之 遠藤真一 國兼明嗣
小久保志乃 小山弓子 古澤圭 本間奈美 渡辺信也 渡邊豊
磯部亘 米澤大輔

監事総数2名

出席1名 梨本光枝

■第1号議案 新規会員の承認について

2020年8月1日～10月31日の入会申込者について、正会員6名、他県からの転入正会員1名を承認。

■第2号議案 次期役員の定数について

2021年度および2022年度の理事・監事の定数について承認。

- ・理事の定数は16名、うち2名は外部理事
- ・外部理事は関係団体に候補者推薦を依頼、依頼先は会長に一任
- ・監事の定数は2名、うち1名は外部監事
- ・監事候補者の人選は会長に一任

■第3号議案 選挙管理委員について

公募した選挙管理委員への立候補者3名について承認。承認されたのは、周佐百合子会員(3675)、長谷川悦子会員(5253)、坂井賢会員(56086) ※（ ）は会員番号

■第4号議案 委員会委員の補充について

高齢者支援班運営委員（上越地区担当）の青木聡委員(21247)より県外への転出による辞任の申し出があったことに伴い、荒井琴美委員(32925)を後任として承認。

■報告事項1 2020年度事業の実施状況について

各事業の担当理事および事務局より、2020年11月までの事業実施状況を報告した。

- ・「成年後見人材育成研修」は1月からオンラインで実施。受講申込受付中であり、他県士会会員からも多数の申込がある状況。
- ・「社会福祉士実習指導者講習会」も2月にオンラインで実施。11月24日より受付開始する。
- ・高齢者支援班やばあとなあの各地区研修でもオンライン実施が進んでいる。
- ・国家試験対策では、対策講座が11月に終了した。オンライン参加+来場参加の、いわゆる【ハイブリッド型】で無事実施できた。模擬試験は在宅受験の形式とした。
- ・日本社会福祉士会における全国レベル、関東甲信越ブロックレベルの各種会議や研修もオンライン実施が中心となっている。
- ・福島県から受託している復興支援員業務については、感染防止の観点から例年実施している戸

別訪問をせず、9月以降、電話でのアプローチで避難世帯の状況把握を行っている。

■報告事項2 ばあとなあ新潟2021年度 改正にかかる基本方針（案）

ばあとなあ新潟運営委員会で検討している標記基本方針（案）、推薦基準（案）について、現時点での内容を中間報告し、役員から意見を聴取した。

（※本件の詳細については、P3～7の「ばあとなあ新潟における後見人等候補者の推薦等に係る課題に対して」をご参照ください）

甲信越社会福祉士会（山梨・長野・新潟）連携会議報告

2020年12月12日（土）の午後、山梨県社会福祉士会・長野県社会福祉士会・当会による「甲信越社会福祉士会連携会議」が開催されました。

毎年実施している会議であり、今年度は当会が幹事県。例年であれば幹事県内に会場を設け、顔を合わせて実施しているのですが、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、Zoomミーティングでの実施としました。

3県士会の会長・副会長、基礎研修の担当者、事務局が参加し、全体での自己紹介の後、

【分科会1：会運営全般】【分科会2：基礎研修その他研修】に分かれて情報や意見の交換を行いました。



【分科会1：会運営全般に関する意見・情報交換】

(1) コロナ禍での対応について

長野・新潟では、会議や研修などは、会員に向けて、「歩みを止めない」「学びを止めない」を合言葉に、早期のうちからZoomを利用し実施。秋以降ようやく軌道に乗り始めた印象。

山梨は、Zoomライセンスを取り理事・委員等で使い方を学び始め、本格的な運用はこれからのところ。

(2) 理事・委員等の人材発掘について

各県とも人材発掘には苦慮しており、工夫を凝らしている。

各職能団体で活躍する会員には社会福祉士会の委員会にも参画していただく、会の運営や行政に対して積極的に意見を発信してもらう機会を設け地域福祉や会の運営の活性化を目指している、など。

(3) 災害対策

各県のガイドラインの作成、D-MATとの連携、県社協等との連携などの地域性を鑑み、協力いただける会員の確保と地域課題に即した各県の災害対応をしていくことが望ましい。

(4) 会長声明、行政への要望・提言について

長野県：ソーシャルアクションの一つととらえ、発信の必要性を常に考え、実行している。

山梨県：成年後見利用支援事業において、弁護士会・司法書士会などと協議し、文書を出す予定
新潟県：毎年、県社協を中心に「共同要望」を提出している。

成年後見利用促進に関して、行政・県社協・弁護士会・司法書士会と定期的に意見交換をし、要望や提言を併せて行っている。

【分科会2：基礎研修その他研修に関する協議、情報・意見交換】

(1) コロナ禍における研修事業の実施状況報告

各県士会において、対面型とオンライン型、その両方ハイブリッド型など、感染症予防に考慮して基礎研修Iを開催した。その他の研修においてもオンライン型を活用して開催。コロナ禍においてIT化が一気に加速した感じはある。

対面型に比べると、オンライン型は場の雰囲気や意見討議における質の担保の検討、事務局負担増は否めないが、自宅や職場から受講できるメリットなどもあり、受講生は例年より増加傾向。他県からのオンライン受講も増えている現状。

(2) 2021年度基礎研修の実施方法（協議）

三県ともに、基礎研修Ⅰ～Ⅲまでを新型コロナウイルス感染予防の観点から『オンライン型』として開催する方向。(日程までは未協議)

今年度の基礎研修などの実施方法も見直しを行い、受講生の主体的な関わりを醸成し、対面型同等の“質の担保”を行う。

日本社会福祉士会では講義部分のe-ラーニング受講も検討されているので状況を見据えて、情報収集も併せて行う。

(3) その他、社会福祉士の人材育成に関して

オンライン型のメリット・デメリットも分析しつつ、会員資質の向上や利用者支援の在り方をひきつづき学ぶ場の提供を実施していく必要がある。

全国的にもオンライン型研修が企画されている中で、地元に住ながら受講できる環境も整備されつつある。各県社会福祉士会としても魅力ある研修を開催し人材育成を図っていくことが求められている。

(報告：副会長 丸山径世<分科会1>、生涯研修センター担当理事 稲田泰紀<分科会2>)

高齢者支援班・下越地区 オンライン事例検討会 (11/7) 報告

当会高齢者支援班・下越地区と、新潟県介護支援専門員協会第1ブロックとが合同で、11月7日にオンライン事例検討会を実施しました。16名の方からご参加いただきました。

「地域で暮らしたい。過疎地域でサービスが少ない条件下での支援について考える」をテーマに、村上市役所山北支所の社会福祉士・谷井孝弘さん(当会会員)より事例を提供いただき、過疎地における認知症患者への関わりについて、認知症支援のほか、制度や社会資源など多角的な視点から実現可能な在宅生活を考えました。Zoomミーティングの「ブレイクアウトセッション」の機能を活用し、2つのグループに分かれてグループワークを行いました。

(報告：高齢者支援班下越地区委員 宮下美知子・中村真治)

高齢者支援班・佐渡地区／ぱあとなあ佐渡 合同勉強会 (11/23) 報告

高齢者支援班・佐渡地区では、今年度は、ぱあとなあ新潟佐渡地区との合同研修を行いました。(会員:11名、非会員:3名参加)。

今回は講義形式ではなく、「ぱあとなあ」「高齢者支援班」それぞれの活動報告と質疑応答を行い、お互いの活動の理解を深めることを目的とし実施しました。

高齢者支援班の報告の中では、前年度の勉強会で学んだ『意思決定支援』のトーキングマットを活用しての実践例やトーキングマットの商品化について説明があり、今後少しずつご本人の意思決定に基づいた支援を展開していくことでご本人本位のケアがさらに手厚くなるのではないかと感じました。

また、ぱあとなあからの報告の中では、仕事をしながらの後見人業務もこなさなければならない苦労や後見申立の方が増えている一方で新たな受任者が増えない現状などの話も挙がりました。その中で市民後見人の参加者から『受任1件ではあるが、自分の仕事をしながらも後見人業務も責任を持って続けていきたい』『もし話があれば受任していきたい』との発言も聞かれ、このような新たな受任者の養成、育成、相談も重要であることを再認識できた機会でした。

今後も横のつながりの構築や自己研鑽ができ、日々の活動に生かせるような勉強会の企画を考えていきたいと思えます。

(報告：高齢者支援班佐渡地区委員 梅川真奈実・久文麻菜美)

ぱあとなあ魚沼地区研修 (11/28) 報告

ぱあとなあ名簿登録者9名が参加。

新潟県社会福祉士会理事・古澤圭氏より「成年後見人から従事者に事務を担わせることを推奨しないこと」についての説明と私見の報告があり、その後参加者で自由討論をし、以下のような意見が出されました。

●成年後見人が個人受任していることから、後見人に事故等あった時の対応は課題となっている。

- 辞任、引継ぎについてもスムーズに行うための検討が求められている。
- 支援関係者から直接受任依頼が来るケースもあることから、事務所の形態を含め検討を考えている（独立型で活動している会員より）。
- ヘビーなケースを抱え、月に数回の訪問を繰り返し対応に追われることがあり、担当数は限られてしまう。
- 独立型では多くのケースを担当し知見もありぜひその知識や経験を学ぶ機会を得たい。
- 家族後見への支援の在り方、受任者が限られている中での推薦の在り方など、過渡期に差し掛かっている。

（報告：ばあとなあ新潟・魚沼地区運営委員 枝村和枝・本多博樹）

相談援助スキルアップセミナー@Zoom 申込受付中です！

2020年、私たちは「コロナ禍」の中でさまざまな社会的偏見や差別、排除や分断という現実を、改めて目の当たりにしました。何が正しくて、何が間違っているのかもよくわからない中、数多くの情報が飛び交う…。そんな混沌とした環境の中でも、ソーシャルワーカーとして日々の実践は続いています。多くのジレンマを抱えながら。そして、このジレンマは、「コロナ禍」に限らず、私たちの日常に存在するのではないのでしょうか？例えば認知症高齢者や障がい者、生活困窮者、マイノリティなどへの支援の現場において、私たちは往々にしてジレンマを抱えながら支援を模索しているのではないかと思います。

今回のスキルアップセミナーは、私たちソーシャルワーカーが抱えるジレンマに焦点を当てつつ、その原因はどこにあるのか、どうしたらニュートラルな支援が可能になるのか、社会的な偏見や差別を通じて考える企画です。

長年にわたって生活保護・生活困窮支援の現場で活躍されてきた新潟大学の中村健氏を講師に迎え、社会的スティグマ～他者や社会集団によって個人に押し付けられた負の表象・烙印、そこから生じる差別や偏見、溢れ返る情報の中で、私たちソーシャルワーカーが本当に大切にしなければいけないものは何なのか、改めて一緒に考えてみたいと思います。

自身の実践を振り返ったり、チームや組織の在り方を振り返る絶好の機会です。また、私たち支援者自身が元気になれる、そんな内容も盛り込まれています。

ただいま申込受付中！Zoomでお気軽にご参加ください！

■参加申込フォーム <https://forms.gle/QdQznRSSQfKGaqQ9>

(公社)新潟県社会福祉士会 2020年度
相談援助スキルアップセミナー@Zoom

スティグマとジレンマの間 (はざま) で
～ソーシャルワーカーへの **YELL** を送る～

2020年、私たちは「コロナ禍」の中でさまざまな社会的偏見や差別、排除や分断という現実を、改めて目の当たりにしました。何が正しくて、何が間違っているのかもよくわからない中、数多くの情報が飛び交う…。そんな混沌とした環境の中でも、ソーシャルワーカーとして日々の実践は続いています。多くのジレンマを抱えながら。

そして、このジレンマは、「コロナ禍」に限らず、私たちの日常に存在するのではないのでしょうか？例えば認知症高齢者や障がい者、生活困窮者、マイノリティなどへの支援の現場において、私たちは往々にしてジレンマを抱えながら支援を模索しているのではないかと思います。今回のスキルアップセミナーでは、私たちソーシャルワーカーが抱えるジレンマに焦点を当てつつ、その原因はどこにあるのか、どうしたらニュートラルな支援が可能になるのか、社会的な偏見や差別を通じて考える企画です。

長年にわたって生活保護・生活困窮支援の現場で活躍されてきた新潟大学の中村健氏を講師に迎え、社会的スティグマ～他者や社会集団によって個人に押し付けられた負の表象・烙印、そこから生じる差別や偏見、溢れ返る情報の中で、私たちソーシャルワーカーが本当に大切にしなければいけないものは何なのか、改めて一緒に考えてみたいと思います。自身の実践を振り返ったり、チームや組織の在り方を振り返る絶好の機会です。また、私たち支援者自身が元気になれる、そんな内容も盛り込まれています。

講師 中村 健 さん
Ken Nakamura

2021.1/22 (金)
14:00～16:00

Zoomミーティングを使用したオンライン研修です。詳細は裏面に確認ください。

参加費：2,000円
※新潟県社会福祉士会会員および学生は1,000円

【講師プロフィール】
1975年、新潟県生まれ。新潟大学卒業後、新潟市役所に入庁。生活保護行政に長く携わる。2020年3月に退任し、同4月から新潟大学 歯学部口腔生命福祉学科（福祉学分野）兼教員に就任。自治体職員としての経験から「いのちの福祉実践研究」研究会、併せての「生活保護実践1-1」。

実践報告集 第19号 発行です！

実践報告集「新潟社会福祉士」第19号が完成いたしましたので、本事務局だよりと同封して皆様にお届けいたします。今回はサポートステーションや地域包括ケアシステムといった最新領域でのソーシャルワーク実践や、刑務所での社会復帰支援や地域生活定着支援センターの司法ソーシャルワーク実践を執筆いただきました。あらゆる福祉分野に関連する内容なので、ぜひ手に取って熟読いただけたら幸いです。

毎年この実践報告集から社会福祉士の活躍する領域が拡大していることが分かり、それを読むことで知識を得て理解することができます。この実践報告集が会員皆様のソーシャルワークを深める一助になれば幸いです。

また実践を文章にすることは、大きな自己研鑽になります。来年発行するのは記念すべき第20号です。これに実践を載せたい方は、ぜひ執筆して投稿していただけたら嬉しいです。よろしくお願ひいたします。

（広報委員会担当理事 古澤圭）

会員のみなさまへ（各種お知らせ、お願い）

■メールアドレスのご登録をお願いいたします

当会では、メールアドレスをお知らせいただいている会員のみなさまへ、研修案内やホームページ更新情報など会からののお知らせやご連絡事項を、随時電子メールで配信しております。

新たに電子メールでのお知らせを受け取りたい方、メールアドレスを変更したい方は、下記の通りメールアドレスのご登録をお願いいたします。

【メールアドレスご登録（変更）方法】

njacsw@poplar.ocn.ne.jp へ、登録したいメールアドレスからメールをお送りください。その際、メール本文にて氏名・会員番号をお知らせいただき、メールの件名は「メールアドレス登録希望」としてください。

■最近当会に届いた他団体の刊行物

- ・全社協
「月間福祉 12月号（特集：摂食嚥下から考える食の意義とは）」
「月間福祉 1月号（特集：どうつくる、包括的支援体制）」
- ・民事法研究会
「実践成年後見 No.90（特集：診断書の書式改定・本人情報シート導入後の実情と課題）」
- ・（公社）東京社会福祉士会
「令和元年度 高齢者のための夜間安心電話報告書」（令和2年4月）
- ・（公財）社会福祉振興・試験センター
「2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士海外研修・調査事業報告書」（2020年12月）
- ・大沢理尋さん（弁護士・社会福祉士）
「博士論文 成年後見制度利用促進における「市民後見推進」の総合的研究」（2020年10月）

※その他、定期購読している「福祉新聞」（週刊）、各都道府県社会福祉士会が定期発行している広報紙等があります。いずれも、事務局でいつでも閲覧可能です。

会のスケジュール

※2020年12月15日現在の予定です。日時、会場等は変更になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、中止・延期となる場合があります。

*年間スケジュール表は当会ホームページ (<https://csw-niigata.com/>) でもご覧いただけます。

◆2021年1月（※12/29（火）～1/3（日）まで事務局は年末年始休業となります）

日程	時間（予定）	内容	会場（予定）
14日（木）	18:30～	障害者支援班運営委員会	オンライン（Zoom）
16日（土）	10:00～15:30	基礎研修Ⅰ集合研修③	オンライン（Zoom）
22日（金）	14:00～16:00	相談援助スキルアップセミナー@Zoom	オンライン（Zoom）
23日（土）	10:00～12:00	ばあとなあ新潟・下越地区研修	新潟市ボランティアセンター
	15:00～17:00	高齢者支援班・魚沼地区勉強会	オンライン（Zoom）
30日（土）	15:00～17:00	ばあとなあ新潟・中越地区研修	オンライン（Zoom）
31日（日）	9:00～16:50	成年後見人材育成研修（1日目）	オンライン（Zoom）

◆2021年2月

日程	時間（予定）	内容	会場（予定）
5日（金）	18:30～	内部役員会	オンライン（Zoom）
13日（土）	9:10～17:45	社会福祉士実習指導者講習会（1日目）	オンライン（Zoom）
14日（日）	9:00～17:15	社会福祉士実習指導者講習会（2日目・A日程）	オンライン（Zoom）
16日（火）	9:00～17:15	社会福祉士実習指導者講習会（2日目・B日程）	オンライン（Zoom）
23日（火）	10:00～12:00	生活支援班 Zoom de 講座（児童の権利擁護）	オンライン（Zoom）
26日（金）	10:00～	理事会	新潟ユニゾンプラザ
27日（土）	9:00～16:30	成年後見人材育成研修（2日目）	オンライン（Zoom）